

○北野環境教育・学習拠点づくり委員会設置要綱（平成22年4月1日施行）

平成22年4月1日施行

（設置）

第1条 北野地区にある環境施設（北野清掃工場、水再生施設課、あったかホール、エコひろば、クールセンター八王子）が協力連携して、環境教育・環境学習・環境情報の発信などを総合的に行う拠点づくりを行い、地域や学校とも連携しながら環境を理解し行動する人づくり・地域づくりを進めるための諸課題について検討するために、「北野環境教育・学習拠点づくり委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、環境基本計画、水循環計画等の計画に基づき、次の事項について検討を行うものとする。

- （1）北野環境教育・学習拠点づくりの全体調整に関わること。
- （2）北野環境教育・学習拠点づくりを展開するための施策や実施計画の作成に関すること。
- （3）エコひろば、あったかホール、地元町会連絡協議会、近隣町会、学校、大学、関連団体等との連携、協働に関すること。
- （4）環境教育等に関する情報交換等に関すること。
- （5）その他、北野環境教育・学習拠点づくりに関すること。

（組織）

第3条 委員会は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 委員会に座長を置き、エコひろば所長をもって充てる。
- 3 委員会に副座長を置き、あったかホール館長をもって充てる。

（座長及び副座長の責務）

第4条 座長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会は、座長が招集し、議長となる。

- 2 座長は、委員が欠席する場合、当該委員の代理として当該委員が指名した職員を出席させることができる。
- 3 座長は、必要に応じて委員以外の者を委員会に出席させることができる。

（幹事会）

第6条 委員会に、北野環境教育・学習拠点づくり幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

- 2 幹事会は、別表第2に掲げる職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会は、座長の指示により、検討会における検討に必要な事項の調査検討及び連絡調整を行う。

- 4 幹事に幹事を置き、エコひろば所長をもって充てる。
- 5 幹事に副幹事を置き、あったかホール館長をもって充てる。
- 6 幹事は、幹事が招集し、議長となる。
- 7 幹事は、必要に応じて関係職員を幹事に参加させることができる。

(作業部会)

第7条 幹事は、専門的な調査検討を行うため、北野環境教育・学習拠点づくり作業部会（以下「作業部会」という。）を置く。

- 2 作業部会は、幹事の各所属長が指名するものをもって構成する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、資源循環部北野清掃工場において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年7月10日から施行する。

別表第1

エコひろば所長

あったかホール館長

環境部長

資源循環部長

水循環部長

環境部環境政策課長

資源循環部北野清掃工場長

水循環部水再生施設課長

クールセンター八王子 センター長

別表第2

エコひろば所長

あったかホール館長

環境部環境政策課長

資源循環部北野清掃工場長

水循環部水再生施設課長

クールセンター八王子 センター長